

2 | 幼稚園（新制度）・認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合

近隣の幼稚園（新制度）：王寺幼稚園、王寺北幼稚園、王寺南幼稚園など

近隣の認定こども園（幼稚園部分）：せいか幼稚園、はなさとこども園、安堵こども園、三宅幼児園など

- ▶対象者：満3歳～5歳児クラス
- ▶無償化の範囲：保育料（基本の利用料）が全額無償化
- ▶無償化に必要な手続き：不要

「保育の必要性」があり、預かり保育事業などを利用する場合

- ▶無償化の範囲：預かり保育利用料が最大月額11,300円（日額450円）まで無償化
※満3歳児は住民税非課税世帯のみが無償化の対象で、最大月額16,300円（日額450円）まで無償化
- ▶無償化に必要な手続き：「保育の必要性」の認定申請
 - ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2号様式）
 - ②個人番号（マイナンバー）確認書類
 - ③保育の必要性を認定するための添付書類（就労証明書等）

3 | 幼稚園（新制度未移行）を利用する場合

近隣の幼稚園（新制度未移行）：信貴幼稚園、片岡台幼稚園、ハルナ幼稚園、愛の園幼稚園、法隆寺幼稚園など

- ▶対象者：満3歳～5歳児クラス
- ▶無償化の範囲：保育料（基本の利用料）が月25,700円まで無償化
- ▶無償化に必要な手続き：
 - ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第1号様式）
 - ②個人番号（マイナンバー）確認書類

対象者には副食費の補助があります

幼稚園（新制度未移行）に通う年収360万円未満相当の世帯および第3子以降の子どもが対象（上限月4,500円）

「保育の必要性」があり、預かり保育事業などを利用する場合

- ▶無償化の範囲：預かり保育利用料が最大月額11,300円（日額450円）まで無償化
※満3歳児は住民税非課税世帯のみが無償化の対象で、最大月額16,300円（日額450円）まで無償化
- ▶無償化に必要な手続き：「保育の必要性」の認定申請が必要
 - ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2号様式）
 - ②個人番号（マイナンバー）確認書類
 - ③保育の必要性を認定するための添付書類（就労証明書等）※第2号様式を提出する人（「保育の必要性」がある人）は、第1号様式の提出は必要ありません

4 | 認可外保育施設等を利用する場合

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター事業などを利用している人

- ▶対象者：「保育の必要性」がある3歳～5歳児クラス、0歳～2歳児クラス（住民税非課税世帯に限る）
- ▶無償化の範囲：0～2歳児（満3歳含む）は保育料（基本の利用料）が月42,000円まで無償化
3～5歳児は保育料（基本の利用料）が月37,000円まで無償化
- ▶無償化に必要な手続き：「保育の必要性」の認定申請が必要
 - ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第2号様式）
 - ②個人番号（マイナンバー）確認書類
 - ③保育の必要性を認定するための添付書類（就労証明書等）

開始日 | 10月1日から

幼児教育・保育の無償化がはじまります

10月より、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になります。利用する施設

の種類や預かり保育の有無によって、手続き方法が変わりますので、手続きの有無などを確認して申請を忘れずをお願いします。

☎子育て支援課（内線183）

無償化の対象者

- ・3歳～5歳児クラスの子ども
- ・「保育の必要性」がある住民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスまでの子ども

「保育の必要性」とは

保護者全員が就労（月48時間以上）等で保育ができない世帯

1 | 保育所・認定こども園（保育所部分）を利用する場合

近隣の保育所：黎明保育園、片岡の里保育園など

近隣の認定こども園（保育所部分）：せいか幼稚園、はなさとこども園、安堵こども園、三宅幼児園など

- ▶対象者：3歳～5歳児クラス、0歳～2歳児クラス（住民税非課税世帯に限る）
- ▶無償化の範囲：保育料（基本の利用料）が全額無償化
※その他の費用（給食費、絵本代、延長保育料等）は従来通り保護者負担
- ▶無償化に必要な手続き：不要

給食費（主食費・副食費）の取り扱いが変わります

- ▶これまで
 - ・主食費（お米など）：保護者が保育所に直接支払いまたは現物を持参
 - ・副食費（おかず・おやつなど）：保護者が保育料の一部として市町村を通じて保育所に支払い
- ▶無償化後
 - ・主食費、副食費：保護者がまとめて保育所に支払い

※食事にかかる費用は自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。10月から保育料が無償化となりますが、給食費は引き続き保護者負担となります。
※年収360万円未満相当の世帯および第3子以降の子どもは、副食費が免除されます。

制度や、もっと詳細を知りたい人は、下記のQRコードへ



内閣府特設サイト